

平成 29 年 7 月 4 日

勝浦町と四国大学との包括的連携協力に関する協定の締結および 勝浦町議会と四国大学との包括的連携協力に関する協定の締結について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本学に対し格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、勝浦町および勝浦町議会と連携協力に関する協定を別添のとおり締結すること となりました。

つきましては、下記のとおり締結式を執り行いますので、ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、取材方ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

- 日 時 平成 29 年 7 月 6 日 (木) 11:00~
- 場 所 社会福祉法人 勝浦町社会福祉協議会(3階ホール)

₹771-4305

勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地 住民福祉センター内 TEL:0885-42-4652

- 次 第 一 開 式
 - 一 出席者紹介
 - 一 協定書の概要説明
 - 一 協定書調印
 - 一 挨 拶 (勝浦町長、勝浦町議会議長、松重学長)
 - 一 写真撮影
 - 一閉会
 - 一 記者会見

【問合せ先】

〒771-1192 徳島市応神町古川字戎子野 123-1

総務·企画部社会連携推進課(担当:阿部)

Tel: 088-665-9953



四国大学では、勝浦町および勝浦町議会と連携協力に関する協定を次のとおり締結します。

「勝浦町と四国大学との包括的連携協力に関する協定」

勝浦町と四国大学および四国大学短期大学部は、相互の連携により地域の活性化や教育研究活動の充実に資するため、互いの持つ知的・人的資源を結集して、地域の課題に取り組むとともに、地域の発展に寄与することを目的とし包括的連携に関する協定を締結いたします。

連携・協力事項としては、

- (1) 地域課題解決、地域の再生・活性化に関すること。
- (2) 両者が有する知的・人的資源及び物的資源の相互・連携活用に関すること。
- (3) 両者が共同で実施する事業に関すること。
- (4) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

「勝浦町議会と四国大学との包括的連携協力に関する協定」

勝浦町議会と四国大学および四国大学短期大学部は、勝浦町民を代表し町政の意思決定を行う勝浦町議会と学術の中心として知的資源が集積する四国大学との包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とし包括的連携に関する協定を締結いたします。

- (1) 町議会の活動への支援・助言に関すること。
- (2) 大学の教育研究活動への情報提供及び発展に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。